



NO.5388 海外渡航費の取扱い
NO.5389 社葬費用の取扱い



NO.5388 海外渡航費の取扱い



- 旅費として認められる場合

その海外渡航が**法人の業務の遂行上必要なもの**であること
その渡航のため通常必要と認められる部分の金額に限定



- 給与とみなされる場合

法人の業務の遂行上必要と認められない旅費の額
旅費の額が通常必要と認められる金額を超える部分の金額



その海外渡航が旅行期間のおおむね全期間を通じ、明らかに法人の業務の遂行上必要と認められるものである場合には、社会通念上合理的な基準によって計算されている等不当に多額でないと認められる限り、全額を旅費とすることができる。

簡単に言い換えると、
・ 仕事で必要な海外渡航
・ 高額ではない旅行費用
に該当する必要があります。



NO.5388 海外渡航費の取扱い



・業務の遂行上必要な海外渡航の判定

旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等を総合勘案し実質的に判定

以下は原則、業務の遂行上必要な海外渡航に非該当（仕事として認められない）

観光渡航の許可（観光のビザを取ることを得て行う旅行）⇒ 観光 = 遊びの為×

旅行あっせんを行う者等が行う団体旅行（観光ツアー）に応募してする旅行

同業者団体その他これに準ずる団体が主催して行う団体旅行で

主として観光目的と認められるもの（慰安旅行等？）⇒ 交際費に該当？



⚠️ ～ に該当する場合でも、旅行先や内容から業務に直接関連するものがある場合は、関連のある部分に要した費用は旅費として損金の額に算入される

観光ビザでしか入国できない場合や観光ツアーであっても「飛行機とホテル」だけでその他は自由な場合、その方がコストが安い等の理由がある際は、旅費として認められることもあります。もしもの時の為に、理由付けとなる資料を残しておきましょう。結論を言いますと、経費になるのかどうかはケースバイケースということです☆



NO.5388 海外渡航費の取扱い



- 業務の遂行上必要と認められる旅行と認められない旅行とを併せて行った場合の旅費

その海外渡航に際して支給する旅費を法人の業務の遂行上必要と認められる旅行の期間と認められない旅行の期間との比等により按分する

認められない旅行に係る部分の金額は、給与となる

△ 渡航の直接の動機が特定の取引先との商談、契約の締結等法人の業務の遂行のためであり、観光を併せて行うものである場合には、往復の旅費（取引先の所在地等その業務を遂行する場所までのもの）は業務の遂行上認められるものとして、渡航に際して支給する旅費の額から控除した残額につき、適用される

NO.5388 海外渡航費の取扱い



- 海外渡航費に係る経費算入額の算定には、以下のことを具体的に説明する書類等に基づき、海外視察等の動機、参加者の役職、業務関連性等を十分検討すること。

(1) 団体旅行の主催者、その名称、旅行目的、旅行日程、参加費用の額等、旅行の内容

⑨ 必要に応じ、団体旅行の主催者等の所在地を管轄する税務署又は国税局を通じて入手する等、事実関係の的確な把握に努める。

(2) 参加者の氏名、役職、住所

調査も厳しいですね...
書類はキチンと残しておきましょう!



- 経費となる金額の計算方法

業務割合/経費区分	往復の交通費	それ以外の費用
90%以上		100% (全額経費OK)
50%以上	100%	それ以外の費用×業務割合
50%未満		海外渡航費×業務割合
10%以下		0% (全額経費NG)

NO.5388 海外渡航費の取扱い



・ 業務従事割合の計算式

$$\text{業務従事割合} = \frac{\text{視察等の日数}}{\text{(視察等の日数+観光日数)}}$$

日数の区分は、昼間の通常業務時間（約8時間）を1.0日として計算し、0.25日を単位として計算します。夜間に業務に従事している場合には、この日数を「視察等の業務に従事したと認められる日数」にプラスします。

・ 日数の区分

視察等の日数：工場・店舗等の視察、海外セミナーへの参加等

観光の日数：自由行動の時間、観光に付随して行った簡易な見学等

旅行日の日数：目的地までの往復及び移動に要した日数

その他の日数：土曜日又は日曜日等の休日の日数



NO.5388 海外渡航費の取扱い



- ・ 例：アメリカのシリコンバレーへ業界団体と5泊7日の海外視察旅行へ。

1日目（水）：日本を昼過ぎに出発し、アメリカへ昼過ぎに到着（旅行日の日数）

2日目（木）：シリコンバレーを1日見学（視察等の日数）

3日目（金）：シリコンバレーを見学、セミナーを受講、夜は会食（視察等の日数）

4日目（土）：自由行動（その他の日数 土曜日は仕事が休みの為）

5日目（日）：ワインの見学（その他の日数 日曜日は仕事が休みの為）

6日目（月）：アメリカを昼過ぎに経ち、日本へ帰国（旅行日の日数）

7日目（火）：日本へ到着（旅行日の日数）



視察等の日数2日、観光日数0日（観光したのは土日だった為）

業務従事割合 = 2日 / (2日 + 0日) = 100%（経費としてOK）

NO.5389 社葬費用の取扱い

- ・ 法人が、役員又は使用人が死亡したため社葬を行った場合

社葬を行うことが社会通念上相当と認められるとき、

負担した金額のうち社葬のために通常要すると認められる部分の金額は

その支出した日の属する事業年度の損金の額に算入することができる

会葬者が持参した香典等は、法人の収入ではなく、

遺族の収入とすることができる

